

## 農地法3条申請について

～「農地」を「農地」として権利の移転・設定（売買・貸借等）をするには～

- \*農地や採草放牧地について、耕作を目的として売買・贈与・交換等により所有権を移転する場合や、貸借権・使用貸借権等の権利を設定する場合には、**農地法第3条の許可が必要です**。許可を受けずに農地の売買契約等を結び対価を支払ったとしても、その効力は生じません。
- \*農地法では、農地が資産保有目的・投機目的等の対象として農業者以外の者によって取得されることを防ぐとともに、耕作者の地位の安定や農業生産力の向上を図ることを目的として、権利の移転・設定について一定の規制を加えています。

### <許可にあたっての判断基準（主な内容）>

- ①権利の移転、設定を受けようとする者又はその世帯員が、耕作に必要な機械の所有状況や農作業に従事する者の数などからみて、農業経営に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められること。  
※所有している農地のうち、耕作放棄地や違反転用農地など耕作されていない農地がある場合は許可できません。  
※他に貸している農地がある場合は、その農地を返還していただく必要があります。（農業経営基盤強化促進法による利用権設定で貸している農地を除く）
- ②権利の設定、移転を受けようとする者又はその世帯員が、農業経営に必要な農作業に常時従事（概ね150日以上）していること。
- ③権利取得後の耕作の内容からみて、権利を取得しようとする農地の周辺地域における農業上の利用に悪影響がないこと。
- ④権利取得者が法人である場合、農地所有適格法人以外の法人の所有権取得は不可。  
※農地所有適格法人以外の法人については賃借権・使用貸借権の設定が可能ですが、上記の基準の他にも要件があり、許可の際には一定の条件が付されます。  
詳しくは農業委員会事務局へご確認ください。

### 【注意】

農地法の一部改正に伴い、令和5年4月1日から下限面積要件（安城市では権利取得後50アール以上の耕作をすること）が廃止となります。面積要件以外の判断基準は継続となりますので、上記基準を満たさない場合は不許可となります。

上記基準の判断にあたり、権利取得する農地の地区担当農地利用最適化推進委員の意見書等の提出をお願いします。また、権利取得にあたり、農業委員会事務局による申請者本人との面談を行う場合があります。

### <事前にご相談ください>

許可申請にあたり、内容が難解になっています。また、申請にあたり事前に用意しなければならない書類及び手続きがあります。円滑に手続きを進めるために、申請前に農業委員会事務局にご相談ください。

農地の売買や貸し借りなどをお考えの方は、農業委員会へご相談ください。

## 農地法3条 申請～許可までの流れ

申請についての相談

農業委員会事務局までお越しいただくか、お電話をお願いいたします。  
申請内容についてのご相談のほか、必要に応じ申請書や必要な添付書類の一覧などをお渡しいたします。

※申請書等は市のホームページからもダウンロードできます。  
市トップページ → 事業者向け → 農業 → 農地の権利移動をするには

申請書の作成・確認

申請書にご記入いただき、添付書類をご準備ください。記入もれや必要書類の不足があると、追加提出等により許可までに時間がかかったり、不許可になったりする場合がありますので、提出前に内容をよくご確認ください。  
書類の記入方法や必要書類の入手方法など分からないことがあれば、お気軽におたずねください。

申請書の提出/受付

毎月5日（土日・休日の場合は翌平日）が受付締切です。  
農業委員会事務局へ直接お越しいただき、申請書類のご提出をお願いいたします。

申請内容の審査

申請書の記載内容に漏れがないか、農地法第3条の許可基準に適合するかなどを審査します。必要に応じて申請者の方に内容についての確認や、申請書類の補正（記載内容等についての補完・訂正等）をお願いする場合があります。  
また、申請地の現地調査を行います。必要に応じ申請者本人に現地にて面談を行う場合があります。

申請書受付～  
許可書交付ま  
での標準処理  
期間：30日

農業委員会開催

原則として毎月22日に開催します。（別の日になる場合もありますのでご確認ください）  
農業委員会定例会にて、許可・不許可についての意思決定を行います。

許可書の交付

原則として農業委員会開催日の翌日（土日・休日の場合は翌平日）に許可書を交付いたします。  
書類が準備でき次第ご連絡いたしますので、農業委員会事務局まで受け取りにお越しくください。

●お問合せ先● 安城市農業委員会事務局  
電話：0566-71-2234（直通）